

## 再犯防止推進計画の案の検討の方向性（案）

**方向性**

再犯防止推進計画等検討会において、法務大臣が「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討するに当たって、特に以下の事項に留意する。

- ①犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となり、社会に復帰することができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間協力者との緊密な連携協力をも確保し、再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯防止施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯防止の取組について、広く国民の関心と理解を深められるものとしていくこと。

**重点課題**

再犯防止施策は、極めて多岐にわたることから、今後の検討に当たって、特に以下の事項を重点課題とする。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④効果的な指導の実施等

- ⑤民間ボランティアの活動の促進等
- ⑥広報・啓発活動の推進等
- ⑦地方公共団体における推進体制の整備等
- ⑧関係機関の人的・物的体制の整備等